第三百六十六号

令和五年

四月三日

月

兀

付するふるさと納税に係るものに限る。)

指定納付受託者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類等

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

曜

目 次

告 示

○道路の区域変更	○救急病院等の認定	○公印の廃止	○指定納付受託者の指定(二件)
)道路の区域変更	\equiv		(二件)
五四四	五四	五三	五三

○山梨県手数料条例別表第二の百八十八の項イの知事が指定する者及び知事......二五五 ○収入証紙売りさばき人からの廃止の届出……………………………………………………………………………二五五

○収入証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更…………………………………二五六

(二件) ○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定......二五六

○開発行為に関する工事の完了について…………………………………………………………………二五六

人事委員会

扱事務の名称等 ○簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取......二五七

告 示

山梨県告示第百十八号

より、次のとおり指定納付受託者を指定した。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定に

令和五年四月三日

山梨県知事 幸 太郎

社 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 SBペイメントサービス株式会 東京都港区海岸一丁目七番一号東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

Щ

梨

県

公

報

第三百六十六号

令和五年四月三日

日 指定納付受託者に代理納付させる歳入 寄附金歳入 (インターネットを利用して納 指定納付受託者を指定した日

令和五年四月一日

MasterCard

VISA

- JCB
- AMERICAN EXPRESS
- Diners Club International
- 次に掲げる電気通信事業者のキャリア決済
- ソフトバンク株式会社
- KDDI株式会社
- 沖縄セルラー電話株式会社
- 株式会社NTTドコモ
- 五. 指定納付受託者に代理納付させる期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一

日まで

山梨県告示第百十九号

より、次のとおり指定納付受託者を指定した。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一 項の規定に

令和五年四月三日

千代田区紀尾井町一番三号 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 山梨県知事 PayPay株式会社 長 崎 郎 東京都

太

- 指定納付受託者を指定した日 令和五年四月一日
- 付するふるさと納税に係るものに限る。) 指定納付受託者に代理納付させる歳入 寄附金歳入 (インターネットを利用して納
- 兀 指定納付受託者が代理納付の対象とする電子決済サービスの種類
- 1 PayPay残高払い
- 2 PayPayあと払い
- 指定納付受託者に代理納付させる期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一

日まで

山梨県告示第百二十号

Щ

— 石 兀

及びスポーツ振興局用の山梨県知事印を令和五年四月一日付けで廃止した。山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第九号)に基づき、リニア未来創造局用

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百二十一号

り、次の病院を救急病院として認定した。救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	甲府市朝日三丁目十一番十六号
峡南医療センター企業団市川三郷病院	十八番地一西八代郡市川三郷町市川大門四百二
峡南医療センター企業団富士川病院	

二 認定期限 令和八年三月三十一日

山梨県告示第百二十二号

縦覧に供する。所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和五年四月二十四日まで一般の所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和五年四月二十四日まで一般の路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 一 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	の 旧別 新	(メートル)敷地の幅員	(メートル)
地先から西八代郡市川三郷町上野字川浦六一五番一西八代郡市川三郷町上野字川浦六一五番一	旧		一二六・六
八番一地先まで	新	五一	一二六・六

山梨県告示第百二十三号

条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二業の事業計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事

令和五年四月三日

施行者の名称

南アルプス市

山梨県知事

長

崎

幸太郎

水道
水道
・ 一 都市計画事業の種類及び名称 南アルプス都市計画下水道事業南アルプス市公共下

四 事業地 昭和六十二年二月十六日から令和十二年三月三十一日まで

場字北林、字角力場、字溝呂木道上、字新居道上、字新居道下、字河原添、字西村 字村東、字古屋敷及び字村前東並びに大字十日市場字林間、字溝呂木道下、字屋敷 沢前、字産神、字宿西、字中畑、字西新居、字中島、字大門西、字大門東、字中村 び字御前崎の全部を加え、南アルプス市大字飯野字堰下、大字上八田字中沢、字中 四十三号の事業地に、南アルプス市大字十五所字村内並びに大字十日市場字清住及 県告示第百十六号、 前及び字東前田の各地内において各一部の事業地を変更する。 吉田字西原、字北原及び字中畑、大字十五所字立石及び字村前西並びに大字十日市 田及び字七社、 前及び字前田道下の各一部を加え、南アルプス市大字飯野字三宮神、字村西、字原 字塞神、大字上宮地字堤尻及び字牧野、大字上今井字神明下、大字十五所字宮西、 野字東北原、字西和田、字柳原、字観音堂、字道上、字西原、字道下、字明躰及び 字天神前、字下村、 大字西野字子森、字東原、字宮ノ西、字西久根及び字夏目原、大字 令和二年山梨県告示第百十三号及び令和二年山梨県告示第二百 字懐地蔵、字堂前及び字半月、大字徳永字坂の上、大字西

2 使用の部分 なし

山梨県告示第百二十四号

(平成二十八年山梨県告示第百四十三号)は、廃止する。 県手数料条例別表第二の百八十八の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類及び知事が指定する書類を次のとおり指定し、令和五年三月二十五日から適用し、山梨梨県条例第十二号)第三条第六項において準用する同条例別表第二の知事が指定する者 山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(令和五年山山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(令和五年山

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- る。知事が指定する者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者とす
- 7、長等・このでは、見に見ごにの住ご郎か(从で「住ご郎か」というの)のみの月途(合法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関)のみの用途に供する建築物について二〇に掲げる書類を作成する場号。以下「法」という。)第十一条第一項に規定する非住宅部分(以下「非住宅部」)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三
- 第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。)に供する建築物について二〇に掲げる書類を作成する場合 住宅の品質確保の促進』 法第十一条第一項に規定する住宅部分(以下「住宅部分」という。)のみの用途
- 三 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省令・国

- コロボニュー (Fig. C. C. H) 「「下し」」。 る書類を作成する場合 (一及び□に掲げる者のいずれにも該当するもの 上交通省令第一号)第一条第一項第一号に規定する複合建築物について二□に掲げ
- 知事が指定する書類は、次に掲げる書類とする。
- 証する書類が法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることをが法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを、 一に掲げる者が作成した、法第三十六条第一項の規定に基づく申請に係る建築物
- する検査済証の写し年法律第二百一号)第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定年法律第二百一号)第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法(昭和二十五
- 二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写し 第五号)第二十五条第二項の通知書の写し及び建築基準法第七条第五項、第七条の物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令 法第三十条第一項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築
- 七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写し四年国土交通省令第八十六号)第四十三条第二項の通知書の写し及び建築基準法第第一項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第五十四条
- 部分については、等級三、等級四又は等級五)に適合している場合に限る。)の写び一次エネルギー消費量等級四又は等級五(法の施行の際現に存する建築物の住宅基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)に基づく断熱等性能等級四及四 住宅品質確保法第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示

山梨県告示第百二十五

指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。 山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

技術センター内	九四 山梨県工業	甲府市大津町二〇	売りさばき場所
技術センター	九四 山梨	甲府市大津	住
l 内	県工業	町二〇	所
会	山梨県発	一般社	氏
	発明協	社団法人	名
		令和五年三月二	廃
		年二	止
		月三	年
		干	月
		日	日

Щ

Щ

山梨県告示第百二十六号

とおり変更することを認めた。 指定した山梨県収入証紙指定売りさばき人の収入証紙の売りさばき場所について、次の 山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

売りさばき場所	さ場所			だ。 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11
変更前	変更後	住	户	愛 夏 年 月 日
富士吉田市竜ヶ	富士吉田市竜ヶ	富士吉田市小明	有限会社富士	令和五年二月
丘二丁目六番十	丘三丁目十二番	見三丁目二番十	コンビニエン	二十八日
一号 セブンー	九号 セブンー	三号	スシステムズ	
イレブン富士吉	イレブン富士吉		代表取締役	
田おひめ坂通り	田おひめ坂通り		太田敏夫	
店	店			

公 告

起することができる。 係る決定については、 して不服があるときは、 より公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対 地改良事業(菅沼地区農村地域防災減災事業)計画を定めたので、同条第五項の規定に 土地改良法 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土 前記の審査請求のほか、 一山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に 山梨県を被告として、取消しの訴えを提

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

- 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 この公告の日から令和五年五月一日まで

- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 五. 兀 審查請求期間 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年十月三日まで この公告の日から令和五年五月十六日まで
- 係る決定については、 より公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対 地改良事業(柿平地区農村地域防災減災事業)計画を定めたので、同条第五項の規定に して不服があるときは、 土地改良法 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土 前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提 山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に

令和五年四月三日

起することができる。

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- \equiv 縦覧期間 この公告の日から令和五年五月一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 兀 審査請求期間 この公告の日から令和五年五月十六日まで
- 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年十月三日まで

Ŧī.

公共測量の終了

により公示する。 た旨の通知を受けたので、 第二項の規定により富士・東部林務環境事務所から次のとおり公共測量の実施を終わっ 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量
- 測量の地域 山梨県南都留郡鳴沢村地内外
- 三 測量の期間 令和四年六月二十七日から令和五年三月十五日まで
- 開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和五年四月三日

山 梨 県 公 報 第三百六十六号 令和五年四月三日

三番地八 株式会社T・S 代表取締役 山下 茂 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津六千七百十

人事委員会

山梨県人事委員会告示第一号

称等を次のように定める。
簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

令和五年四月三日

山梨県人事委員会

安 員 長 信 田 恵

三

の名称等簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務

個人情報取扱事務の名称及び記録項目、閲覧期間並びに閲覧場所を次のように定める。条第一項の規定により、簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年山梨県条例第五十号)第十九

二職							業程度)	一職		固し
員採用試験							度)	員採	幸	、青報区及事务の呂尓
								用試験	1 1 7	事务
(短大卒								(大学卒	7 和	名称
第一	合り計	て 別はに	第二	$\overset{\circ}{\smile}$	不合	終合	点、	第一	言金	记录
次試験		6	一次試験		不合格者に係るも	終合格発表前にお	合計得点及び順位	次試験	Į	禄頁目
試験種	び順位	1十号5日	人事委		いるもの	配におい	派及び順	試験種		
試験種目別得		1別得点	委員会が		のに限る	いては、	位(最	試験種目別得		
同右						間	日から一月	合格発表の		型 覧 記
							月月	表の		明
同右						局	委員会事	山梨県人		閲覧場所
							事務	八事	Į Ž	近
	六								職	5.
	警察公								員 []	見 .
	居 採 田								員採用試験	E K E
	警察官採用試験A								尚火 ≒ 耳 矛	
	Á								2分形 田	文生会

三 職員採用試験 (高校卒 業程度) 業程度) 業程度) 業程度) 業程度) 業程度) 業程度)	職員採
	務経験者
(最終合格発表前においては、終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。) 第二次試験 得点及び順位 第一次試験 得点及び順位 第一次試験 得点及び順位 第一次試験 得点及び順位 第二次試験 得点及び順位 第二次試験 八事委員会が 別に定める試験種目別得点 、合計得点、最終合計得点 及び順位 及び順位 及び順位 最終合格発表前において は、不合格者に係るものに 限る。) 以下定める試験種目別得点 、合計得点、最終合計得点 及び順位 最初に定める試験種目別得点	合計得点
同 右 右 右	同 右
同 右 右 右	同右

第一次試験

試験種目別得

同右

同右

及び順位

点又は結果、合計得点及び

(最終合格発表前にお

別に定める試験種目別得点第二次試験 人事委員会が

、合計得点、最終合計得点

終合格発表前においては、

不合格者に係るものに限る

梨県公報	
第三百六十六号	
令和五年四月三日	

Щ

及び順位、合計得点、最終合計得点	明に置うら代食種目別尋点第二次試験の人事委員会がのという。)	下合各者に呑みらりに限る。 終合格発表前においては、 意態	中学校栄養職員採用 第一次試験 試験種目別得 同右中学校栄養職員採用 第一次試験 試験種目別得 同右	及び順位、合計得点、最終合計得点別に定める試験種目別得点別に定める試験種目別得点別に定める試験種目別得点	者 発	小中学校事務職員採用 第一次試験 得点及び順位 同右	七 警察官採用試験 B 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右 日 日 日 日 日 日 日 日 日	又は結果、合計得点、最終別に定める試験種目別得点第三次討騎・人事委員会が	にて位一	又は結果、合計得点、第一別に定める試験種目別得点	- 第二次式険 人事委員会が のに限る。) いては、不合格者に係るも
			同 右 ———————————————————————————————————			后	同 右 ———————————————————————————————————				
神八 職員採用選考(言語	*************************************	十六 警察官採用選考	十五 職員採用選考 (職業	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		十三 職員採用選考(研究	十二 障害者を対象とした			氷河期世代)	十 任期付職員採用試験
同右	同右	同 右	同右	同右		面接得点及び順位人事委員会が実施する個別	同 右	及び順位 及び順位	5T). A		同 右
一同右	同右	同 右	同 右	同 右	ら一月間 送した日か	最終選考結	后右			同右	右
石	右	同 右	右	同 右		同 右	右			同 右	同 右

発行者 山 梨	山梨県公報
県	
甲府市丸の内一丁目六番一号	第三百六十六号
1目六番一号	令和五年四月三日
印刷所(株サンニチ印刷)	
甲府市北口二丁目六番	
	二六〇